

風水害等の「警報」発令及び

地震発生時における生徒の安全確保について

◎横浜市内に「*特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合、横浜市内の学校では、次のような措置がとられますので、テレビ、ラジオ等により情報を正確に把握し、安全確保に努めてください。

※特別警報とは・・・警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に出される警報。最大級の警戒を呼びかけるもの。

1. 登校前に、横浜市内（神奈川県全域、神奈川県東部、横浜・川崎のいずれか）に「特別警報」、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が**午前6時**の段階で発表継続中の場合は、児童生徒の安全確保のため、「臨時休業」となります。
2. 「大雨警報」「洪水警報」については、安全確保を最優先とし、状況を各ご家庭で判断されて、登校させてください。
※遅刻・欠席をさせる場合は、保護者の方が学校に連絡してください。
※当日、保護者から欠席の連絡があった場合は、「出席停止・忌引等」に該当し、「欠席扱い」とはなりません。
※「大雨警報」「洪水警報」では、臨時休業にはなりません。
3. 登校後、「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令された場合は、学校で適切な措置を執ります。

◎横浜市内で大きな地震が感じられた場合は、次の通り対応いたします。

1. 震度5強以上 「横浜市学校防災計画」指針に則り、学校に留め置き、保護者等に引き取りに来ていただくことを原則とします。ただし、保護者からの帰宅要請があった場合など、個別の事情には柔軟に対応いたします。
2. 震度5弱以下 安全を確認した上で、まとめて下校させます。場合によっては職員が引率することもあります。